

地域包括支援センターだより

所在地：長万部町役場内
電話：2-2016 FAX：2-2931
相談時間：8:30～17:15（土日祝、年末年始を除く）

弁護士が解説  "遺言書"  がある場合、ない場合では相続はどう違うの！？



法テラス八雲法律事務所 弁護士 椎谷 玲香

広報10月号では、遺言についてのご紹介をさせていただきました。そこで、今回はもう少し踏み込んで、遺言書を作成するとどんなことができるのかについてお話させていただきたいと思います。

そもそも、遺言書がない場合、相続はどうなるのでしょうか。この場合、法律に定められた相続の割合（＝法定相続分）に従って、各相続人に相続されるのが原則です。ただし、相続人全員の合意があれば、法定相続分とは違う相続のやり方、例えば亡くなった方の子ども達のうち、たった一人だけが全てを相続する、といったことも可能です。各相続人の法定相続分は、亡くなった方に子どもや配偶者がいたかどうか、両親が存命であるか、兄弟が何人いるのか、といった個別の事情によって変わりますので、正確に知りたい場合には弁護士などの専門家にお問い合わせください。

では、遺言書がある場合、相続はどうなるのでしょうか。この場合、法定相続分よりも、遺言書に書かれている内容が優先されることになります。また、本来相続人ではない人に対し、相続財産の全部または一部を贈ること（＝遺贈）もできます。ただし、相続人全員の合意がある場合など、遺言書とは違う相続のやり方ができることもあります。

自分が亡くなった後、こういうふう相続してもらいたい、あるいは、相続人ではないけれどもお世話になった人に財産を贈りたいといった場合には、遺言書を作成しておいた方が良さそうですね。遺言書の内容を決めるときには、後々のトラブルを防ぐために注意しなければならない点がいくつかありますので、弁護士などの専門家にぜひご相談ください。

身近にお困りごとがございましたら、私たちの事務所にご相談ください。
無料での法律相談も実施しておりますのでお気軽にお問い合わせください。相談予約のお電話は、
法テラス八雲法律事務所（☎050-3383-8366）までお寄せください。

Let's

わたしとまちの 第一歩

所在地：長万部町社会福祉協議会
電話：6-7711
時間：8:30～17:15（土日祝、年末年始を除く）



地域食堂グループ「チャランケ食堂」と まちづくりプロジェクト高校2年生が初コラボ！



チャランケ食堂が、高校2年生まちづくりプロジェクトの食に関するチームの「長万部の地場産品を使った名物料理を作りたい」という思いに賛同し、この度、初コラボしました！数回の打合せをして決まったメニューが、鮭と天かすを使ったおにぎり「おしゃにぎり」と、行者にんにく入りの焼きぎょうざ「長いけど長くないぎょうざ」です！高校生の発想がステキです♡(笑)

役場の掲示板に打合せの様子を掲載しています。ハンカチ王子さんの隣りにビッグサイズで掲載しています！

